

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第407号)

平成17年9月29日

横 情 審 答 申 第 407 号

平 成 17 年 9 月 29 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成17年2月4日戸福第520号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「下倉田リベラヒルズコスモパーク地区の担当民生委員に係る以下の文書

- (1) 地区世話人候補者内申書（平成12年8月6日付）
- (2) 横浜市民生委員推薦会戸塚区委員会委員（平成12年度）
- (3) 地区推薦準備会推薦人候補者内申書（平成13年8月4日付）
- (4) 横浜市民生委員推薦会戸塚区委員会委員（平成13年度）」

の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「下倉田リベラヒルズコスモパーク地区の担当民生委員に係る以下の文書(1)地区世話人候補者内申書（平成12年8月6日付）、(2)横浜市民生委員推薦会戸塚区委員会委員（平成12年度）、(3)地区推薦準備会推薦人候補者内申書（平成13年8月4日付）、(4)横浜市民生委員推薦会戸塚区委員会委員（平成13年度）」を一部開示とした決定のうち、「(2)横浜市民生委員推薦会戸塚区委員会委員（平成12年度）」及び「(4)横浜市民生委員推薦会戸塚区委員会委員（平成13年度）」に記録された区小学校長会代表の住所については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、下倉田リベラヒルズコスモパーク地区の担当民生委員に係る「(1)地区世話人候補者内申書（平成12年8月6日付）」（以下「文書1」という。）、「(2)横浜市民生委員推薦会戸塚区委員会委員（平成12年度）」（以下「文書2」という。）、「(3)地区推薦準備会推薦人候補者内申書（平成13年8月4日付）」（以下「文書3」という。）及び「(4)横浜市民生委員推薦会戸塚区委員会委員（平成13年度）」（以下「文書4」という。以下文書1から文書4までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年12月9日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書に記載されている個人の氏名及び個人の住所は、個人に関する情報であり、開示すると特定の個人を識別されるため、本号本文に該当する。しかし、本件申立文書のうち文書1に記載の自治会町内会代表、地区民生委員児童委員協議会総務又は副総務、保健指導員代表、日赤奉仕団代表、P・T・A代表、体育指導委員代表、青少年指導員代表及び女性組織代表の氏名については団体の代表者であり、本号ただ

し書アに該当するため開示した。また、その他ボランティア等地域住民の福祉等に関係のある者の氏名については団体の代表ではなく、本号ただし書には該当しないため非開示とした。

- (2) 文書3に記載の自治会町内会代表、地区民生委員児童委員協議会会長、保健活動推進員代表、体育指導委員代表、青少年指導員代表、コスモ戸塚自治会長及び体育指導員の氏名については、本号ただし書アに該当するため開示した。また、その他ボランティア等地域住民の福祉等に関係のある者及びリベラヒルズ福祉厚生担当の氏名は団体の代表ではなく、本号ただし書には該当しないため、非開示とした。
- (3) 文書2及び文書4に記載の区民生委員児童委員協議会会長、区社会福祉協議会会長及び区小学校長会代表の氏名については、本号ただし書アに該当するため開示した。また、区赤十字奉仕団副委員長の氏名については、本号ただし書には該当しないため、非開示とした。区社会福祉協議会会長の住所については、個人の住所のため、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。区赤十字奉仕団副委員長については、当該団体の代表者の代理としてではなく、選出区分による個人として選出された者であるため、前記の理由により氏名及び住所を非開示とした。
- (4) 自治会町内会長については、文書2及び文書4にある町内会は市の認可団体で、すでに住所が公表されており、本号ただし書アに該当するため開示したが、文書1及び文書3にある自治会は認可団体ではなく、住所は公表されていないので、前記の理由により住所は非開示とした。
- (5) 異議申立人（以下「申立人」という。）が開示を求めている項目のひとつである区小学校長会代表の住所については、個人の住所であると判断し、本号に該当するため非開示としていたが、学校所在地であることが判明したため、非開示を取り消し、開示する予定である。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の一部非公開決定部分を取り消す。
- (2) 民生委員児童委員協議会会長、区赤十字奉仕団副委員長、社会福祉関係団体の代表者及び小学校校長会代表の住所ないし氏名を公開する。
- (3) 本件申立文書中、既に横浜市は自治会長町内会長及び市会議員の氏名と住所を同時に公開することがプライバシーに違反しないとの決定に基づいて申立人に決定してい

るから、民生委員法に基づいて同じ2つ以上の地域団体から選出された代表である民生委員が、地域団体の代表で扱われるべきところ民生委員法に違反し、個人として扱った違法な取扱で氏名と住所を一緒に公開しない非公開決定は、違法であるから、原決定を取消すべき理由が明らかである。

この点、平成15年答申では、前記につき、まったく判断していないから横浜市が本件決定に対し同答申に依拠した決定の基準とならないことが明らかである。

したがって、民生委員は地域団体の代表者であるから、自治会・町内会の会長と同等の地域団体代表者という地位を認定した厚生労働大臣の認定を尊重した取扱に改めて本件申立文書の氏名と住所を公開すべきである。

- (4) 同様に、既に、戸塚区長の氏名と住所を同時に公開しているから、同じ公職の小学校校長会代表も、区長と同じ取扱にして非公開とした住所を公開すべきである。

したがって、同じ公職でありながら差別的取扱をした決定を取消すべきである。

- (5) 同様に、社会福祉協議会会長も、団体の代表者であり、民事訴訟法第29条で認定された法人と同等の団体の代表者であるから、同法に基づいた自治会町内会の代表者と同等の取扱をすべきである。

したがって、同じ団体代表者であるにもかかわらず、個人としての取扱による一部非公開の決定は、違法であるとともに、不当であるから取消すべきである。

- (6) 赤十字奉仕団副委員長との理由で一部非公開決定をしたが、副委員長は委員長の委任を受けて出席したものであり、代表者としての決定権、処分権を有していた代理人である事実が民法第643条以下の委任の規定が適用されるものであるから、代表者の取扱をすべき法律根拠が明らかであり、この点、横浜市の決定は同民法の規定に著しく違反し、法律を知らない出鱈目な決定である。

したがって、横浜市の非公開決定が法律に違反しているから取消すべきである。

- (7) 文書2及び文書4では、自治会町内会会長の氏名と住所が同時に公開されているにもかかわらず、文書3では、住所部分を非公開としたのは、同じ取扱の原則に違反した取扱であり、条例に違反した事実が明らかであり、正当で、合理的な理由がなく、違法な決定である。

- (8) 条例第7条第2項第2号イには、例外の規定があり、「健康、生活」を増進するのに必要な情報は公開するとしているのであるから、前記の民生委員は地域福祉の増進を確保、保障する趣旨の地域代表者であり、町内会長「その他ボランティア等地域住民の福祉等に関係のある者」と規定された点で一致する代表であるから、同例外の規定

に該当した公開すべき情報であることが明らかである。

- (9) したがって、横浜市の一部非公開決定は違法であり、憲法第14条の「法の下の平等」に違反し、かつ、特別法である民生委員法に違反し、また、民事訴訟法第29条に違反した法人と同等な権利を認められた団体の代表権等を違法に歪め、条例の例外規定に違反し、しかもその上位法である法律に基づいた請求者の知る権利を著しく侵害しているから直ちに非公開部分を取消し、本件申立文書の公開をすべきである。

5 審査会の判断

(1) 民生委員の推薦について

横浜市では、民生委員を推薦する組織として、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項の規定に基づき設置される横浜市民生委員推薦会（以下「市推薦会」という。）に加え、横浜市民生委員・児童委員推薦要綱（昭和52年9月1日制定）により横浜市民生委員推薦会区委員会（以下「区委員会」という。）及び地区推薦準備会が設置されている。区委員会は、市推薦会の補助機関として、民生委員の候補者を市推薦会に推薦するために区ごとに設置されている。地区推薦準備会は、区委員会に民生委員の候補者を推薦するために、原則として民生委員担当地区ごとに設置されているものであり、平成12年度までは地区世話人会との名称であった。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、下倉田リベラヒルズコスモパーク地区の担当民生委員の推薦に係る文書である。

文書1は、平成12年度の地区世話人候補者内申書であり、民生委員担当地区名及び自治会町内会長氏名並びに候補者の選出区分、氏名及び住所が記録されている。

文書2は、平成12年度の戸塚区区委員会委員名簿であり、委員の選出区分、選出区分に基づく代表すべき職名、住所及び氏名が記録されている。

文書3は、平成13年度の地区推薦準備会推薦人候補者内申書であり、民生委員担当地区名及び自治会町内会長氏名並びに候補者の選出区分、氏名及び住所が記録されている。

文書4は、平成13年度の戸塚区区委員会委員名簿であり、記録内容は文書2と同様である。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる

もの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1及び文書3に記録された自治会町内会代表、地区民生委員児童委員協議会総務又は副総務、地区民生委員児童委員協議会会長又は副会長、保健指導員代表、保健活動推進員代表、日赤奉仕団代表、P・T・A代表、体育指導委員代表、青少年指導員代表、女性組織代表、コスモ戸塚自治会長及び体育指導委員の住所（町名及び番地）並びにその他ボランティア等地域住民の福祉等に関係ある者及びリベラヒルズ福祉厚生担当の氏名及び住所（番地）並びに文書2及び文書4に記録された区民生委員児童委員協議会会長、区社会福祉協議会会長及び区小学校長会代表の住所（町名及び番地）並びに区赤十字奉仕団副委員長の氏名及び住所（番地）を本号に該当するとして非開示としている。

ウ まず、文書1及び文書3の非開示部分の本号該当性について検討する。

(ア) 文書1及び文書3に記録されている自治会町内会代表、地区民生委員児童委員協議会総務又は副総務、保健指導員代表等の住所並びにその他ボランティア等地域住民の福祉等に関係ある者及びリベラヒルズ福祉厚生担当の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

(イ) 地区民生委員児童委員協議会総務又は副総務の住所の本号ただし書の該当性について検討する。

民生委員法第14条第1項第3号において民生委員の職務の一つとして「援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。」と、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条第1項第2号において児童委員の職務の一つとして「児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。」と規定されている。また、民生委員法の施行に関する件（昭和23年発社第85号厚生事務次官依命通達）において「民生委員の家をポスター、門標等で一般にこれを周知する方法を講ずること。」と規定されており、援助等を必要とする者が知り得るように民生委員・児童委員の家は、門標等により地域住民に周知されているところである。

このような地域住民に対する周知は、担当地区の援助等を必要とする者が民生委員・児童委員に相談できるように行われているものであり、当該職務を遂行す

るに当たり必要な範囲で行われているものと考えられる。

他方、民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により設けられた特別職公務員であるが、給与は支給されておらず、職務遂行の本拠が個人の自宅であるという点で一般職の公務員とは異なっており、民生委員・児童委員の住所を一般職の公務員の勤務場所と同様に扱うことは適当ではない。さらに、今日では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が施行されるなど、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益の保護に十全を期することが社会的な要請として強く求められているところであり、民生委員・児童委員の住所が個人の生活の本拠を示す個人情報であるため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることにも配慮する必要がある。

以上のことを考慮すると、民生委員・児童委員の住所については、地域住民に対しては周知されているものではあるが、当該職務を遂行するに当たり必要な範囲で行われているところであるから、担当地区外の何人に対しても公にされているものとは解されず、また、個人情報の保護という観点から考えると何人にも公表すべき情報であるとも解されない。したがって、文書1及び文書3に記録されている地区民生委員児童委員協議会総務又は副総務及び会長又は副会長の住所は、本号ただし書アに該当するとは認められない。また、本号ただし書イ及びウにも該当するとは言えない。

- (ウ) 実施機関が非開示としたその他の者の住所並びにその他ボランティア等地域住民の福祉等に関係ある者及びリベラヒルズ福祉厚生担当の氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である情報又は公務員の職及び職務遂行情報であるとは認められないことから、本号ただし書アからウまでに該当しない。
- (エ) なお、実施機関は、保健指導員代表、保健活動推進員代表、日赤奉仕団代表、P・T・A代表、青少年指導員代表及び女性組織代表の氏名を開示しているが、これらの者は、組織を代表する権限を持つ者であるとは認められず、また、特別職公務員に該当せず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解する事情は認められない。このため、実施機関がこれらの者の氏名を開示したことは妥当ではなかったと判断される。

さらに、文書1の地区世話人候補者内申書及び文書3の地区推薦準備会推薦人

候補者内申書は、答申第408号の対象行政文書の一部と同じ性格の文書であるが、実施機関は保健活動推進員代表、日赤奉仕団代表、P・T・A代表等の氏名について、本件では慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとして開示しているのに対し、答申第408号における一部開示決定では該当しないとして非開示としており、本号ただし書アの該当性の判断に齟齬が生じていることが認められる。

実施機関においては、個人情報慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するか否かを判断するに当たっては、実施機関内部で統一的な取扱いをするとともに、非開示とすべき情報を開示することのないよう、より厳格に行うことを強く要望する。

エ 次に、文書2及び文書4の非開示部分の本号該当性について検討する。

(ア) 文書2及び文書4に記録されている区民生委員児童委員協議会会長、区社会福祉協議会会長、区小学校長会代表及び区赤十字奉仕団副委員長の住所並びに区赤十字奉仕団副委員長の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

(イ) 区民生委員児童委員協議会会長の住所については、前記ウで述べたとおり、本号ただし書アからウまでに該当しない。区社会福祉協議会会長及び区赤十字奉仕団副委員長の住所については、個人の生活の本拠を示す個人情報であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、本号ただし書アには該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。また、区赤十字奉仕団副委員長の氏名については、区赤十字奉仕団副委員長が組織を代表する権限を持つ者であるとは認められず、また、特別職公務員に該当せず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解する事情は認められないことから、本号ただし書アには該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

しかし、区小学校長会代表の住所については、実施機関が一部開示理由説明書において説明するとおり、市立小学校の所在地が記入されていると認められ、市職員の職務遂行に係る情報であると判断されるため、本号ただし書ウに該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち、文書1及び文書3を条例第7条第

2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。

また、文書2及び文書4を一部開示とした決定については、区小学校長会代表の住所を開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年2月4日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年2月25日 (第290回審査会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月28日 (第60回第一部会)	・審議
平成17年5月26日 (第62回第一部会)	・審議
平成17年8月11日 (第66回第一部会)	・審議
平成17年8月25日 (第67回第一部会)	・審議